

陳 情	受 理 番 号	63	受 理 年 月 日	平成 30 年 11 月 30 日	付 託 委員会	建 設
件 名	「道路反射鏡設置基準」の見直しと反射鏡設置等について					

件名 「道路反射鏡設置基準」の見直しと反射鏡設置等について(陳情)

陳情の趣旨

- ①那覇市の「道路反射鏡設置基準」の見直しをすること
- ②住民の意思を反映し、速やかに要請場所に反射鏡を設置すること
- ③那覇市の「道路反射鏡設置基準」をウェブ上にて情報公開すること
- ④市長は反射鏡やその他事案の市民嘆願書に対し合理的な受理方法を確立すること

陳情の理由

①について（「道路反射鏡設置基準」の見直し）

道路管理課の設置不可理由は、那覇市「道路反射鏡設置基準」に照らして合致しないとの理由である。そこには T 字路のどの方向からの侵入時に対しても死角が存在し、台風で破壊されるまで 16 年間も業者が設置した反射鏡によって地域住民の死角に対する安心と安全が守られていたにも関わらず、「道幅が広い、隅切りが十分ある。運転者が徐行すれば済むことである」などの理由で死角の存在と地域住民の安心・安全を無視しているからである。つまり職員の視点は地域住民(市民)の安心・安全ではなく「設置基準」にある。

よって、道幅に関係なく隅切りに関係なく、死角が存在し地域住民が交通上の安心・安全を訴えていれば速やかに設置できるように設置基準を見直してもらいたい。その他、反射鏡を自前で準備したり企業の寄付で賄ったら設置できるようにするなど、地域住民の安心・安全、福利厚生を実現できるように「道路反射鏡設置基準」の見直しを切に願う。

②について(住民の意思を反映し、速やかに反射鏡を設置すること)

11/13(火)15:30~16:30 約 1 時間、市庁舎 7 階視聴者会議室にて、課長、課長補佐、職員、■■■■ の 4 名で地域住民の死角に伴う安心・安全について話を聞いていただいた。それは那覇市の「道路反射鏡設置基準」を取り寄せ吟味検討した結果、この地域の実情に合致しないことを発見し、写真 40 数枚と現状の地図等をより正確に作図し、坂道とカーブがあり、かつ死角(見通しが悪い)が存在することをプレゼンターを活用して説明をさせていただいた。

その結果、上司に報告し且つ 11/20(火)16:00~,再度現場を訪ねることになった。結論は不可である。しかしながら副参事の発言によってそこに死角が存在し、地域住民が交通上の不安と安全を切望することを証明してしまった。それは、「自分でまたは自分たちで(通り会)、車庫前に或いは、反射鏡予定地に隣接する A さんの敷地に反射鏡を設置したらどうか」と提案したのである。これはこの問題を車庫を抱える私の責任に矮小化した発言と

も受け取れ、さすがに腹が立ったが同時におもしろい提案だと思った。道路管理課は死角の存在とそれに伴う地域住民の交通上の安心・安全が確保できないことを認めたのである。換言するなら、その死角に伴う不安や恐れを解消するべく、「那覇市は反射鏡設置を認めないが自分たちで反射鏡を市道以外のところに設置して死角に伴う安心・安全を確保してください」と言っているのである。市民感情としてはふざけた話だと思った。

よって、死角の存在（見通しの悪さ）を認めた以上は、速やかにこの市道のこの場所に地域住民（市民）から徴収した税金の極僅かな金額を使って、地域住民（市民）の安心安全・福利厚生・幸福追求（憲法 13 条）を実現するために設置することを再度要請するものである。

ちなみに、「今日はどのような視点で来られたのですか？」と二度も尋ねたのに回答がない。私は二つのことを期待していた。一つ目は、4名の職員で手分けをして地域住民の24世帯の玄関ドアをノックし実情を聞いて回り現状を把握するように努めること。二つ目は、T字路の門で車庫入れをするときに完全に道を塞ぎ車の壁ができる。その時、死角の中に存在する車の壁に対して、T字路の両サイドから侵入してきた地域住民の運転者の気持ちと車庫入れのために仕方なく道を横断する形で車の壁を作らざるを得ない運転者の気持ちを体感して欲しかった。体感して欲しくて再三車庫入れを申し入れたが聞き入れられなかった。それは単に「パトロールカーで到着し屋根のサイレンが邪魔でできない」（若い職員の指摘）からではなく、住民の思いに寄り添い住民の福利と厚生のためにどうしたらよいのかという視点が完全に欠如しているためである。その視点があるならば、私の自家用車を使って体感することは可能であり体感なくして共感はある得ない。共感なくして道路行政の改革と発展はあり得ないと思う。その時点で最も大切な行政と住民の信頼が絶たれてしまった。

③について

那覇市民が、市民憲章前文に掲げる「明るく住みよいまちをつくるため」を実現しやすくするため、また地方自治の本旨・住民自治を実現しやすくするために、さらに憲法 13 条の「幸福追求権」を速やかに実現するべく即行動ができるようにするためである。さらにそのことによって反射鏡の設置に伴う市道路に関する行政をもっと活性化するためである。

④について

市長あてに反射鏡に関する嘆願書を提出するため問い合わせたところ「部長クラスで検討し妥当であれば市長へ」という内容だったので辞退した。その理由 2 点を下記に記す。

1 点目、受理方法が合理的ではなく恣意的である。

「市長が受理し一読して関係機関へ検討させる。」これが合理的解釈であり市民の切なる思いを受け止めたことになる。今回の事例は、市長あての嘆願書が別人たちで読まれて却下され、市長は市民の切なる思いを知ることなく市民向けに言われる「開かれた市政」と矛盾する。また、部長クラスといわれるが、道路管理課課長の上司は反射鏡設置の段階で課長が報告・相談？したところ「管理下に任す」と言われたそうである。自分事としてこの問題をとらえ、自分の価値尺度を交えての判断ではない。そのような人物には託せない。

2 点目、差別である。

ネット上では翁長市長時代に市民団体の嘆願書を受け取る写真が掲載されてい

る。その流れをくむ現政権が「二枚舌を使い非合理的な恣意的判断を下している。」と思えた。以上の２点を根拠として、行政府の指揮・監督権を持つ市長へ確実に市民の嘆願が届けられるようにその仕組みを合理的にわかりやすく確立してもらいたい。

市議会議員の皆様方々におかれましては、那覇市発展のために日夜奮闘なされていることに対して心より敬意を表します。この事案につきましては、道路反射鏡設置基準ありきではなく、時には設置基準の記載内容を懐疑的に読みとる視点も重要である。ここで暮らす地域住民の日々の生活に根ざした、交通上の不安解消と安心安全な住みよい地域づくり・町づくりという視点に立てば、現在の設置基準でも運用は可能かと思われます。しかしながら行政マンにはその視点が欠けるし設置基準がすべてである。故に、市民の付託を受け市民目線で物事をとらえ直すことができる市議会に陳情するゆえんであります。是非、立法院より行政府に対して大いなる示唆を与え、地域住民（那覇市民）の交通上の安心・安全の確保、住みよい地域・まちづくりの支援を賜りたい。

尚、関係する議員の方々に詳しく事情を説明することも可能です。もしも要望があれば写真等を活用し説明をさせて頂きたいと思います。ご検討よろしく願いいたします。

ここに改めて「T字路通り会」24世帯の署名を添えて陳情書を提出いたします。上記に関する陳情内容の審議について時間を設けてくださるよう重ねてお願いいたします。

敬具。